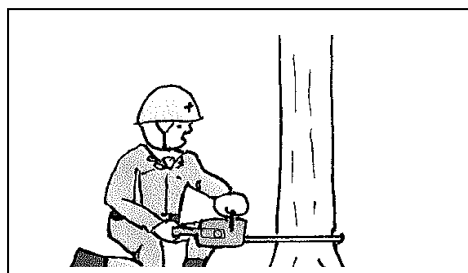


【特別教育】 チェーンソーによる伐木の業務 補講（5 時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教育機関
一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西5丁目1林業会館4F
(TEL011-251-0708 FAX011-251-0710)

チェーンソーによる伐木等の業務に関する関係法令等が改正されたことに伴い、既に当該特別教育を修了され、修了証を所有している方につきましても、令和2年7月末までに下記の内容の「補講講習」を受講することが規定されました。

当協会では安全衛生団体として、本講習（補講）を行っております。なお、受講希望者が20名以上お集まりの場合には、「出張講習」も承っております。

開催をご希望の際は、日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

1 受講資格

伐木等の業務（安衛生規則第36条第8号の2）の特別教育を修了した方

2 講習カリキュラム（学科3時間・実技2時間）

講習科目	講習内容		講習時間
学 科	・伐木作業に関する知識	伐倒の方法、かかり木の種類及びその処理、造材の方法、下肢の切創防止用保護衣等の着用	2時間
	・関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1時間
実 技	・伐木等の方法	伐木の方法、かかり木の処理方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	2時間
合 計			5時間

3 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、特別教育修了証【伐木等の業務（小径木）】の写しを添えて当協会に送付してください。

受 講 料 : 11,000円（税込、教本代含む）

4 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン）等を持参してください。
- (2) 実技講習には、ヘルメット、皮手、雨具(防寒具)等を持参してください。

5 修了証の交付

全ての講習カリキュラムを修了された方には、当協会より「修了証」を交付します。